

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2026 年 6 月 1 日現在)

I 入院基本料に関する事項

療養病棟入院基本料 1 (西棟 2 階)

当病棟では1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に8人以上の看護補助者(介護職員・看護助手)が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 13 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 13 名以内です。
- ・夕方 16 時 30 分～深夜 00 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 25 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 50 名以内です。
- ・深夜 00 時 30 分～朝 8 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 25 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 50 名以内です。

障害者施設等入院基本料（西棟3階）

当病棟では1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 5 名以内です
- ・夕方 16 時 30 分～深夜 00 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 25 名以内です。
- ・深夜 00 時 30 分～朝 8 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 25 名以内です。

地域包括ケア病棟入院料 1（東棟 2 階）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に5人以上の看護補助者(介護職員・看護助手)が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 8 名以内です
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 13 名以内です。
- ・夕方 16 時 30 分～深夜 00 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 19 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 38 名以内です。
- ・深夜 00 時 30 分～朝 8 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 19 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 38 名以内です。

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 12 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 12 名以内です。
- ・夕方 16 時 30 分～深夜 00 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 30 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 30 名以内です。
- ・深夜 00 時 30 分～朝 8 時 30 分 : 看護職員 1 人当たりの受持ち患者数は 30 名以内です。
看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数は 30 名以内です。

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただいた上で、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

当院では個室使用料、入院ケアセット、紙おむつ代、テレビ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。